

消防用の船舶の動力源に供する軽油の引取りに係る 軽油引取税の課税免除の特例措置の延長

参考2

消防用の船舶の動力源に供する軽油は、沿岸地域の大規模火災時の消火活動や災害時の救助・救出活動を実施するにあたり、欠かせないものであることにかんがみ、軽油引取税の課税免除の特例措置を延長。

1 対象

消防用の船舶の動力源に供する軽油の引取り

2 免税額

1キロリットルにつき 3万2,100円

3 適用期間

3年間(平成27年4月1日から平成30年3月31日)

4 参考

昭和31年 軽油引取税の創設とともに制度化。以来、特例措置を継続的に延長。



写真提供:神戸市消防局